

第41回 定時株主総会 招集ご通知

SANIX

日 時

2019年6月27日（木曜日）
午前10時（開場午前9時）

場 所

福岡市博多区博多駅前二丁目18番25号

ホテル日航福岡

本館3階 都久志の間

(会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図を
ご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。)

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株式会社サニックス

証券コード：4651

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役6名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

目 次

■ 第41回定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	3
(添付書類)	
■ 事業報告	20
■ 連結計算書類	34
■ 計算書類	36
■ 監査報告書	38

(証券コード 4651)
2019年6月5日

株 主 各 位

福岡市博多区博多駅東二丁目1番23号
株式会社 サニックス
代表取締役社長 宗 政 寛

第41回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第41回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2019年6月26日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2019年6月27日（木曜日）午前10時（開場午前9時）
2. 場 所 福岡市博多区博多駅前二丁目18番25号
ホテル日航福岡 本館3階 都久志の間
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。)

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

3. 株主総会の目的事項

- 報 告 事 項**
- 第41期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第41期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案** 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件

- 第3号議案** 監査等委員である取締役6名選任の件
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

以上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ (<https://sanix.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、当該「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」は、監査役が監査報告を作成するに際して、また、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して、監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
 - ◎ 事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ホームページ (<https://sanix.jp>) に掲載いたしますのでご了承ください。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 取締役会の監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、経営の公正性、透明性及び効率性を高めるため、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- (2) 適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第1項の責任限定契約に関する規定に基づき、定款に第31条（取締役との責任限定契約）の規定を新設するものであります。
なお、この規定の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 上記の新設、変更及び削除に伴う条数の整備、その他所要の変更を行うものであります。

2. 変更内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本定款変更は本定時株主総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(下線部分は変更箇所を表しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第4条 (条文省略)	第1条～第4条 (現行どおり)
第2章 株式	第2章 株式
第5条～第6条 (条文省略)	第5条～第6条 (現行どおり)
(单元未満株主の売渡請求) 第7条 (条文省略)	(单元未満株式の売渡請求) 第7条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(単元未満株主の権利制限)</p> <p>第8条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利 (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求することができる権利 <p>第9条～第17条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第18条 (条文省略)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>20名以内とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 当取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。 <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(単元未満株式の権利制限)</p> <p>第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利 (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求することができる権利 <p>第9条～第17条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第18条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>) は、<u>14名以内とする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 2. <u>当社の監査等委員である取締役は、6名以内とする。</u> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。 4. <u>監査等委員である取締役の補欠者の予選に係る決議の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役の任期) 第21条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>
<p>(取締役の報酬等) 第22条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役の報酬等) 第22条 取締役の報酬等は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>第23条 (条文省略)</p>	<p>第23条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>
<p>(取締役会の決議方法) 第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p>	<p>(取締役会の決議方法) 第25条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p>
<p>(取締役会の決議の省略) 第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、<u>当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>(取締役会の決議の省略) 第26条 当社は、<u>取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第29条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。 3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役および監査役会の設置) 第30条 当社は監査役および監査役会を置く。</p> <p>(監査役の員数) 第31条 当社の監査役は、4名以内とする。</p>	<p>(取締役への重要な業務執行の決定の委任) 第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の議事録) 第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第30条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。 3. 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役との責任限定契約) 第31条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の選任)</p> <p>第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p>4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>	(削 除)
<p>(監査役の任期)</p> <p>第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	(削 除)
<p>(常勤監査役)</p> <p>第34条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>	(削 除)
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>	(削 除)
<p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	(削 除)
<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第37条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会規程) <u>第38条</u> 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役の報酬等) <u>第39条</u> 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第5章 監査等委員会</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会の設置) <u>第32条</u> 当社は監査等委員会を置く。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(常勤の監査等委員) <u>第33条</u> 監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会の招集通知) <u>第34条</u> 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会の決議の方法) <u>第35条</u> 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会の議事録) <u>第36条</u> 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会規程) <u>第37条</u> 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="341 167 560 193">第6章 会計監査人</p> <p data-bbox="160 228 533 254">第40条～第42条 (条文省略)</p> <p data-bbox="175 293 409 319">(会計監査人の報酬等)</p> <p data-bbox="160 319 742 371">第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p data-bbox="379 399 523 424">第7章 計算</p> <p data-bbox="160 462 533 488">第44条～第47条 (条文省略)</p>	<p data-bbox="946 167 1165 193">第6章 会計監査人</p> <p data-bbox="765 228 1162 254">第38条～第40条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="780 293 1014 319">(会計監査人の報酬等)</p> <p data-bbox="765 319 1347 371">第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p data-bbox="984 399 1127 424">第7章 計算</p> <p data-bbox="765 462 1162 488">第42条～第45条 (現行どおり)</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役全員（13名）は、会社法第332条第7項第1号の定めに従い、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）10名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による定款変更の効力発生を条件として生じるものとします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	取締役会出席回数
1	むね 宗 政 寛 重任	代表取締役社長	16/16回 (100%)
2	うめ 梅 田 幸 治 重任	取締役 専務執行役員 経営全般担当 兼 エネルギー事業本部長	16/16回 (100%)
3	いの 井 上 公 三 重任	取締役 常務執行役員 企画本部長 兼 管理本部長 兼 経営企画部長	15/16回 (93.8%)
4	いな 稲 田 剛 士 重任	取締役 常務執行役員 S E ・ H S ・ E S 事業統括本部長	16/16回 (100%)
5	みず 水 川 浩 一 重任	取締役 常務執行役員 S E ・ H S ・ E S 事業統括本部副本部長 兼 S E 事業本部長	16/16回 (100%)
6	かね 金 子 賢 治 重任	取締役 常務執行役員 S E ・ H S ・ E S 事業統括本部副本部長 兼 特別販売部長	16/16回 (100%)
7	ます 増 田 道 正 重任	取締役 常務執行役員 管理本部副本部長 兼 経理部長 兼 エネルギー事業開発部長	16/16回 (100%)
8	た 田 畑 和 幸 重任	取締役 常務執行役員 H S 事業本部長	16/16回 (100%)
9	たけ 武 井 秀 樹 重任	取締役 常務執行役員 環境資源開発事業本部長 兼 操業・安全部長 兼 有機廃液事業部長	16/16回 (100%)
10	うめ 梅 村 信 雄 重任	取締役 建設業務担当	16/16回 (100%)

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の普通株式数
1	むねまさ ひろし 宗 政 寛 (1975年7月17日生)	2003年1月 当社入社 2007年6月 当社取締役役員室付特命担当 2013年6月 当社取締役副社長執行役員 2017年1月 当社代表取締役社長、現在に至る [重要な兼職の状況] 株式会社バイオン代表取締役社長 宗政酒造株式会社代表取締役会長 一般財団法人サニックススポーツ振興財団代表理事	6,479,376株
《役員選任理由》 宗政寛氏は、入社以来、長年にわたり経営に参画し、経営に関する豊富な知識と知見を有しております。2017年には代表取締役社長に就任し、また、取締役会では議長を務め、建設的な議論を促すなど、取締役会の機能強化に努めております。今後も引き続き、取締役としてグループ全体の経営に対する適切な監督を行い、持続的な成長と企業価値の向上に寄与できる人材と判断したことから取締役候補者いたしました。			
2	うめだ こうじ 梅 田 幸 治 (1965年10月28日生)	1984年3月 当社入社 1991年10月 当社H S事業本部中四国地区本部部長 1994年11月 当社取締役H S事業本部関西地区本部部長 2001年4月 当社取締役環境資源開発事業本部部長 2002年6月 当社常務取締役環境資源開発事業本部部長兼プラスチック 事業部長兼営業部長 2017年2月 当社常務執行役員特命担当 2017年6月 当社取締役専務執行役員経営全般担当 2018年4月 当社取締役専務執行役員経営全般担当兼開発生産本部部長 2019年4月 当社取締役専務執行役員経営全般担当兼エネルギー事業 本部部長、現在に至る [重要な兼職の状況] 株式会社サニックスエナジー代表取締役会長	37,454株
《役員選任理由》 梅田幸治氏は、入社以来、主に営業部門に従事し、当社グループ会社の代表取締役社長を歴任しております。当社グループの経営を担ってきた豊富な経験・実績・見識に基づき、今後も更なる事業拡大や企業価値向上に寄与できるものと判断し、引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の普通株式数
3	いのうえ こうぞう 井上 公三 (1956年4月23日生)	1979年4月 株式会社三和銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行 1991年10月 当社へ業務出向 1993年4月 当社経営企画部上場準備室長 1995年8月 当社入社、経営企画部経営企画室長 1999年6月 当社取締役 2000年4月 当社常務取締役経営企画部長 2004年6月 当社常務取締役管理本部長兼経営企画部長 2007年6月 当社取締役環境資源開発事業本部付 2013年6月 当社常務執行役員経営企画部長 2014年6月 当社取締役常務執行役員経営企画部長 2017年4月 当社取締役常務執行役員管理本部長兼経営企画部長 2018年8月 当社取締役常務執行役員企画本部長兼管理本部長兼経営企画部長、現在に至る	12,603株
	《役員選任理由》 井上公三氏は、入社以来、主に管理部門及び環境資源部門において管理職を歴任し、当社グループの事業全般に関する豊富な経験・実績・見識を有しております。また、中期経営計画の策定及び実行を強力に推進し、グループ全体の経営戦略や予算策定の中核を担っております。今後も当社グループの更なる企業価値向上に寄与できるものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		
4	い나다 たけし 稲田 剛士 (1979年3月4日生)	1998年8月 当社入社 2009年4月 当社H S事業本部関西地区本部部長 2013年6月 当社常務執行役員H S事業本部関西地区本部部長 2014年4月 当社常務執行役員西日本S E事業本部関西地区本部部長兼H S事業本部関西地区本部部長 2015年4月 当社常務執行役員東日本S E事業本部北関東地区本部部長 2016年12月 当社常務執行役員東日本S E事業本部副本部長 2017年4月 当社常務執行役員S E・H S・E S事業統括本部長 2017年6月 当社取締役常務執行役員S E・H S・E S事業統括本部長、現在に至る	2,887株
	《役員選任理由》 稲田剛士氏は、入社以来、主に営業部門に従事し、H S・S E・E S事業部門の統括責任者を務めるなど、営業活動に関する豊富な経験・実績・見識を有しております。今後も当社の更なる営業戦略強化及び営業推進を図ることができるものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		
5	みずかわ こういち 水川 浩一 (1973年7月15日生)	1996年4月 当社入社 2013年6月 当社H S事業本部営業推進部長兼管理部長 2013年11月 本社付株式会社サニックスエンジニアリング管理部出向 2014年4月 当社執行役員西日本S E事業本部管理部長 2016年10月 当社執行役員西日本S E事業本部副本部長兼管理部長 2017年4月 当社常務執行役員S E・H S・E S事業統括本部副本部長兼S E事業本部長 2017年6月 当社取締役常務執行役員S E・H S・E S事業統括本部副本部長兼S E事業本部長、現在に至る	5,105株
	《役員選任理由》 水川浩一氏は、入社以来、主に営業管理部門に従事し、H S及びS E事業部門の営業推進及び管理責任者を務めるなど、豊富な経験・実績・見識を有しております。今後も当社の更なる営業戦略の管理運営強化を図ることができるものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の普通株式数
6	かねこ けんじ 金子 賢治 (1951年10月2日生)	1970年4月 株式会社西日本相互銀行（現株式会社西日本シティ銀行） 入行 2005年6月 同行執行役員博多支店長兼福岡中央ブロック長 2006年10月 同行執行役員筑後地区本部長 2008年3月 当社出向、顧問 2008年6月 当社常務取締役事業戦略担当 2008年10月 当社常務取締役事業戦略担当兼環境資源開発事業本部長 2010年6月 当社常務取締役H S 事業本部特別販売部長 2011年9月 当社常務取締役管理本部担当 2017年4月 当社取締役常務執行役員S E・H S・E S 事業統括本部 副本部長兼特別販売部長、現在に至る	30,803株
	《役員選任理由》 金子賢治氏は、金融機関で培った経営戦略及び財務に関する高度な経験を有し、また、2008年当社入社後は取締役として当社経営の中核を担い、事業全般における経験・実績・見識を有しております。2017年から営業部門の責任者を務めており、当社の更なる事業拡大に寄与できるものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		
7	ますだ みちまさ 増田 道正 (1977年8月16日生)	2001年4月 当社入社 2010年7月 当社経理部長 2012年6月 当社取締役経理部長 2015年6月 当社取締役常務執行役員経理部長兼IT推進担当 2017年4月 当社取締役常務執行役員管理本部副本部長兼経理部長 2019年4月 当社取締役常務執行役員管理本部副本部長兼経理部長兼 エネルギー事業開発部長、現在に至る	27,258株
	《役員選任理由》 増田道正氏は、2010年より経理部長を務め、長年にわたり、財務・経理部門の責任者として事業全般にわたる採算管理及び財務体質の強化並びに当社グループ全体の戦略の立案と推進をリードしてまいりました。今後も当社グループの成長に寄与できるものと判断し、引き続き候補者といたしました。		
8	たばた かずゆき 田畑 和幸 (1973年4月5日生)	2000年11月 当社入社 2015年10月 当社西日本S E 事業本部四国地区本部長兼H S 事業本 部四国地区本部部长 2016年1月 当社H S 事業本部営業推進部長 2016年5月 当社常務執行役員H S 事業本部長 2017年6月 当社取締役常務執行役員H S 事業本部長、現在に至る	3,650株
	《役員選任理由》 田畑和幸氏は、入社以来、主に営業部門に従事し、H S 事業部門の営業推進及び統括責任者を務めるなど、営業活動に関する豊富な経験・実績・見識を有しております。今後もその知識と経験を活かし、当社の更なる事業拡大に寄与できるものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の普通株式数
9	たけい ひでき 武井 秀樹 (1970年7月21日生)	1999年8月 当社入社 2009年12月 当社環境資源開発事業本部管理部長 2016年4月 当社執行役員環境資源開発事業本部長兼管理部長 2016年6月 当社常務執行役員環境資源開発事業本部長 2017年6月 当社取締役常務執行役員環境資源開発事業本部長兼管理部長 2017年10月 当社取締役常務執行役員環境資源開発事業本部長 2019年5月 当社取締役常務執行役員環境資源開発事業本部長兼操業・安全部長兼有機廃液事業部長、現在に至る	6,687株
	《役員選任理由》 武井秀樹氏は、入社以来、主に環境資源開発事業部門の管理及び統括責任者を務めるなど、資源循環型事業における高い専門性と幅広い知見を有しております。その知識と経験を活かし営業推進・管理体制強化を図ることで、今後も当社の更なる事業拡大に寄与できるものと判断し、引き続き取締役候補者いたしました。		
10	うめむら のぶお 梅村 信雄 (1947年11月27日生)	1971年4月 ニュー・ポーリング株式会社入社 1977年6月 株式会社岩堀工務店入社 2000年4月 株式会社岩堀工務店常務取締役 2012年6月 株式会社古新取締役 2014年5月 当社入社、顧問 2016年6月 当社取締役建設業務担当、現在に至る	3,871株
	《役員選任理由》 梅村信雄氏は、当社入社以来、総合建設業の取締役として培った高度な経験・実績・見識をもとに、当社の建設業におけるコンプライアンスの推進・強化に対する適切な提言・助言をいただいております。今後も当社の建設業における管理体制の強化に寄与できるものと判断し、引き続き取締役候補者いたしました。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 重任候補者の所有する当社普通株式の数には、役員持株会名義で所有する持分株式数を含んでおります。

第3号議案 監査等委員である取締役6名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役（監査等委員。以下、本議案において同じ。）6名の選任をお願いするものであります。本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による定款変更の効力発生を条件として生じるものとします。

監査等委員の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	取締役会出席回数
1	しゆ とう まさ たけ 首 藤 征 剛 新任	常勤監査役	16/16回 (100%)
2	こん どう いさむ 近 藤 勇 新任 社外	取締役	16/16回 (100%)
3	かね こ なお き 金 子 直 幹 新任 社外 独立	取締役	12/16回 (75.0%)
4	くぼ た やす ふみ 久保田 康 史 新任 社外	取締役	14/16回 (87.5%)
5	やす い げんいちろう 安 井 玄一郎 新任 社外 独立	監査役	16/16回 (100%)
6	まつ おか ひろ あき 松 岡 弘 明 新任 社外 独立	監査役	13/16回 (81.3%)

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の普通株式数
1	しゅとう まさたけ 首藤 征剛 (1941年11月23日生)	1978年9月 当社入社 1992年11月 当社営業統括本部H S 事業部中国地区本部長 2001年9月 当社お客様相談室主事 2004年6月 当社常勤監査役、現在に至る	52,875株
	<p>《役員選任理由》</p> <p>首藤征剛氏は、入社以来、長年にわたり営業部門に従事し、2004年より当社常勤監査役を務めております。これまでの当社における経験や見識をもとに様々な角度から監査を行い、経営の健全性、適正性の確保に努めていただいております。これらの経験と実績を引き続き当社の監査・監督機能の強化に活かしていただくことが期待できることから、監査等委員である取締役候補者といたしました。</p>		
2	こんどう いさむ 近藤 勇 (1955年7月7日生)	1980年5月 ナスステンレス株式会社（現ナスラック株式会社）入社 1986年3月 宗政酒造株式会社入社 1999年3月 宗政酒造株式会社代表取締役専務 1999年7月 株式会社グローバルアリーナ代表取締役社長、現在に至る 2010年8月 宗政酒造株式会社監査役、現在に至る 2014年6月 当社取締役、現在に至る [重要な兼職の状況] 株式会社グローバルアリーナ代表取締役社長	28,106株
	<p>《役員選任理由》</p> <p>近藤勇氏は、事業法人の代表取締役として豊富な経験・実績・見識を有しており、社外取締役として業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場で、当社取締役会において的確な提言・助言をいただいております。これらの経験と実績を引き続き当社の監査・監督機能の強化に活かしていただくことが期待できることから、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</p>		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の普通株式数
3	かねこ なおき 金子直幹 (1967年5月8日生)	<p>2001年6月 株式会社トヨタレンタリース福岡代表取締役社長、現在に至る</p> <p>2005年5月 福岡昭和タクシー株式会社代表取締役社長、現在に至る</p> <p>2006年6月 福岡トヨタ自動車株式会社代表取締役社長、現在に至る</p> <p>2009年9月 株式会社S E E Dホールディングス代表取締役社長、現在に至る</p> <p>2010年2月 昭和グループマーケティング株式会社代表取締役社長、現在に至る</p> <p>2010年5月 トヨタL & F 福岡株式会社代表取締役社長、現在に至る</p> <p>2010年6月 九州朝日放送株式会社社外取締役、現在に至る</p> <p>2013年6月 トヨタカローラ福岡株式会社代表取締役会長、現在に至る</p> <p>2014年6月 昭和自動車株式会社代表取締役会長、現在に至る</p> <p>2015年6月 当社取締役、現在に至る</p> <p>[重要な兼職の状況] 福岡トヨタ自動車株式会社代表取締役社長 株式会社トヨタレンタリース福岡代表取締役社長 福岡昭和タクシー株式会社代表取締役社長 株式会社S E E Dホールディングス代表取締役社長 昭和グループマーケティング株式会社代表取締役社長 トヨタL & F 福岡株式会社代表取締役社長 トヨタカローラ福岡株式会社代表取締役会長 昭和自動車株式会社代表取締役会長</p>	0株
《役員選任理由》 金子直幹氏は、複数の事業法人の代表取締役としての豊富な経験をもとに企業経営に係る高い見識を有しており、社外取締役として、当社取締役会において的確な提言・助言をいただいております。これらの経験と見識を引き続き当社の監査・監督機能の強化に活かしていただくことが期待できることから、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。			
4	くばた やすふみ 久保田康史 (1946年2月5日生)	<p>1968年4月 最高裁判所司法研修所入所</p> <p>1970年3月 最高裁判所司法研修所修了</p> <p>1970年4月 弁護士登録（東京弁護士会入会） 明舟法律事務所入所</p> <p>1980年4月 霞ヶ関総合法律事務所設立 同事務所パートナー弁護士、現在に至る</p> <p>2013年3月 ロイヤルホールディングス株式会社監査役</p> <p>2016年3月 ロイヤルホールディングス株式会社取締役（監査等委員）、現在に至る</p> <p>2016年6月 当社取締役、現在に至る</p> <p>[重要な兼職の状況] 霞ヶ関総合法律事務所パートナー弁護士 ロイヤルホールディングス株式会社取締役（監査等委員）</p>	1,517株
《役員選任理由》 久保田康史氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士として、企業法務を始め法律全般に関する豊富な経験・実績・見識を有しており、社外取締役として、当社取締役会において的確な提言・助言をいただいております。その経験・実績・見識等から、引き続き当社の監査・監督機能の強化に活かしていただくことが期待できることから、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の普通株式数
5	やすい げんいちろう 安井 玄一郎 (1941年8月17日生)	1967年7月 山田商事株式会社（現リックス株式会社）入社 1975年1月 同社取締役経理部長 1976年3月 同社代表取締役社長 1997年6月 当社監査役、現在に至る 2000年6月 リックス株式会社代表取締役会長 2004年8月 同社取締役会長 2008年6月 同社取締役相談役 2012年6月 同社顧問	10,000株
	《役員選任理由》 安井玄一郎氏は、長年にわたり企業経営に携わり、経理財務部門の専門知識と高い見識を有しております。1997年より当社社外監査役として、その経験や見識をもとに様々な角度から監査を行い、経営の健全性、適正性の確保に努めていただいております。これらの経験と実績を引き続き当社の監査・監督機能の強化に活かしていただくことが期待できることから、監査等委員である社外取締役候補者となりました。		
6	まつおか ひろあき 松岡 弘明 (1945年12月1日生)	1969年9月 株式会社旭印刷（現株式会社ゼネラルアサヒ）入社 1969年12月 同社取締役 1978年4月 同社取締役統合管理室長 1981年10月 同社取締役営業本部長 1984年10月 同社代表取締役専務 1987年10月 同社代表取締役副社長 1988年12月 同社代表取締役社長 1999年3月 株式会社ジーエープロダクト代表取締役社長、現在に至る 2011年6月 当社監査役、現在に至る 2017年6月 株式会社ゼネラルアサヒ代表取締役会長、現在に至る [重要な兼職の状況] 株式会社ゼネラルアサヒ代表取締役会長 株式会社ジーエープロダクト代表取締役社長	52,208株
	《役員選任理由》 松岡弘明氏は、地場大手企業の代表取締役を務めるなど、企業経営に関する豊富な経験及び幅広い見識を有しております。2011年より当社社外監査役として、その経験や見識をもとに様々な角度から監査を行い、経営の健全性、適正性の確保に努めていただいております。これらの経験と実績を引き続き当社の監査・監督機能の強化に活かしていただくことが期待できることから、監査等委員である社外取締役候補者となりました。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され、社外役員である近藤勇氏、金子直幹氏、久保田康史氏、安井玄一郎氏及び松岡弘明氏の5氏が監査等委員である取締役に選任された場合には、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結する予定であります。
3. 新任候補者の所有する当社普通株式の数には、役員持株会名義で所有する持分株式数を含んでおります。
4. 監査等委員の候補者のうち近藤勇氏、金子直幹氏、久保田康史氏、安井玄一郎氏及び松岡弘明氏の5氏は、社外取締役候補者であります。
5. 近藤勇氏、金子直幹氏、久保田康史氏の3氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって近藤勇氏は5年、金子直幹氏は4年、久保田康史氏は3年となります。
6. 当社は、金子直幹氏及び安井玄一郎氏を株式会社東京証券取引所、証券会員制法人福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として各取引所に届け出ております。なお、金子直幹氏、安井玄一郎氏及び松岡弘明氏が選任された場合は、各取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
7. 久保田康史氏は、当社の特定関係事業者（主要な取引先）である株式会社西日本シティ銀行の業務執行者の三親等以内の親族であります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

当社の取締役の報酬等の総額は、2000年6月29日開催の第22回定時株主総会において、「年額500百万円以内」と決議いただき今日に至っておりますが、当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の上記報酬等の枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を経済情勢等諸般の事情を考慮して、年額500百万円以内（ただし、使用人分給与を含まない。）と定めることといたしたく存じます。また、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する具体的金額、支給の時期、方法等については、取締役会の決議によることといたしたく存じます。現在の取締役は13名ですが、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は10名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による定款変更の効力発生を条件として生じるものとします。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を経済情勢等諸般の事情を考慮して、年額50百万円以内と定めることといたしたく存じます。また、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期、方法等については、監査等委員である取締役の協議によることといたしたく存じます。第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は6名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による定款変更の効力発生を条件として生じるものとします。

以 上

(添付書類)

事業報告 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、海外経済の不確実性や内外政治情勢の不安定さなどにより先行き不透明感が残るものの、企業収益や雇用環境が改善し、個人消費に持ち直しの動きが見られるなど、緩やかな回復基調で推移いたしました。

このような状況の中、当社グループは、「中期経営計画（2016年度－2018年度）」の最終年度として、持続的かつ安定的経営を推し進めるとともに、成長を持続する体制づくりを行ってまいりました。

一方で、昨年9月に発生した北海道胆振東部地震の影響による苫小牧発電所(北海道苫小牧市)被災の程度が大きく、約半年間にわたる復旧を余儀なくされ、業績に影響を及ぼしました。

部門別売上高につきましては、次のとおりであります。

S E(ソーラー・エンジニアリング)事業部門においては、従来の太陽光発電システム請負施工に加え、付帯設備等に係るメンテナンス業務、土地付き太陽光の販売等を推進しましたが、システム価格低下の影響もあり、「太陽光発電システム」施工は前期比17.9%減となりました。この結果、売上高は14,427百万円(前期比19.3%減)となりました。

H S(ホーム・サニテーション)事業部門においては、H S事業部門の規模拡大を目的に、異動及び採用によって人員の増加を図り、一般家屋に係るメンテナンスについてのきめ細かい提案ができるよう営業、顧客管理及び施工体制を強化しました。「白蟻防除施工」は前期比30.9%増、「床下・天井裏換気システム」は前期比43.4%増となりました。この結果、売上高は10,752百万円(前期比20.5%増)となりました。

E S(エスタブリッシュメント・サニテーション)事業部門においては、E S事業部門の規模拡大を目的に、異動及び採用によって人員の増加を図るとともに、ビル・マンション等のオーナーに対する営業強化、管理会社などとの提携先の関係強化等を図ることで、主力商品である「防錆機器取付施工(商品名:ドールマンショック)」は前期比77.4%増となりました。この結果、売上高は1,926百万円(前期比33.4%増)となりました。

環境資源開発事業部門においては、プラスチック燃料の品質を高めるため受入物件の精査を進め、かつ受入量も堅調に推移し「プラスチック燃料」は前期比14.0%増となり、苫小牧発電所停止による減収要因はあったものの、新電力事業の取扱高が拡大し、「売電収入」は前期比4.6%増となりました。この結果、売上高は23,612百万円(前期比8.5%増)となりました。

これらの結果、グループ全体の売上高は50,719百万円(前期比1.5%増)となりました。

グループ全体の利益面では、苫小牧発電所被災による減益要因はありましたが、H S・E S事業部門が増益となり、営業利益は1,224百万円(前期比1.7%減)、経常利益は1,182百万円(前期比16.0%増)、特別損失に災害による損失を472百万円計上したこと等により、親会社株主に帰属する当期純利益は240百万円(前期比79.6%減)となりました。

なお、期末配当金につきましては、純資産の部における利益剰余金がマイナスであることから、誠に遺憾ながら無配とさせていただきます。株主の皆様にご迷惑申し上げますとともに、早期の復配を目指して、更に努力してまいります所存です。

部門別売上高

(単位：百万円)

部門別	2017年度 第40期		2018年度 第41期 (当期)		前 期 比	
	金 額	構成比	金 額	構成比	増 減 額	増減率
S E 事 業 部 門	17,870	35.7%	14,427	28.4%	△3,442	△19.3%
H S 事 業 部 門	8,922	17.9	10,752	21.2	1,829	20.5
E S 事 業 部 門	1,444	2.9	1,926	3.8	482	33.4
環境資源開発事業部門	21,755	43.5	23,612	46.6	1,857	8.5
合 計	49,993	100.0	50,719	100.0	726	1.5

(注) △は減少を表示しております。

(2) 設備投資等及び資金調達の状況

① 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資総額は1,080百万円で、その主なものは次のとおりであります。

書類電子化システム (本社)	116百万円
散気装置 (有機廃液事業)	98百万円
営業支援システム	65百万円

② 資金調達の状況

当連結会計年度において、特記すべき事項はありません。

(3) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	期 別	2015年度 第38期	2016年度 第39期	2017年度 第40期	2018年度 第41期 (当期)
売 上 高		61,916	50,955	49,993	50,719
経常利益又は経常損失 (△)		△1,949	907	1,019	1,182
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純 損失 (△)		△4,604	416	1,180	240
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)		△96円32銭	8円70銭	24円68銭	5円2銭
総 資 産		31,248	31,645	29,938	31,009
純 資 産		2,629	2,845	4,076	4,193

(4) 対処すべき課題

当社グループは、中期経営計画（2019年度－2021年度）を達成するため、これまで掲げてきた持続的かつ安定的な経営を更に推し進めてまいります。以下の項目を対処すべき課題として、グループを挙げて取り組んでまいります。

① 5事業からの持続的な収益の実現

環境とエネルギーのトップ企業に向けて、エネルギー事業本部を新設し、S E事業、H S事業、E S事業、環境資源開発事業及びエネルギー事業からなる安定的な収益基盤の構築を進め、それぞれの営業力を最適化、かつ強化することで、持続的な収益の拡大を図ってまいります。

② 人材育成の注力と基盤の強化

当社グループは、事業環境の変化に的確に対応することはもとより、一人当たりの生産性向上を図り、次なる成長に向けて基盤をより一層強化していくことが課題であり、人材育成を重視し、お客様に満足いただけるサービスを提供するために、専門家集団となることを目指してまいります。

③ 徹底したコストの削減

太陽光発電関連事業においては、関連部材のコストダウンが大きく進んでおり、引き続き、太陽光モジュールや今後需要が見込まれる家庭用蓄電池等の値下げに注力するとともに、効率的な施工により生産性向上を図り、原価低減及び経費削減に取り組んでまいります。

④ エネルギー関連事業の取り組み

長年にわたり培った資源循環型発電事業を推進し、太陽光発電を広く普及させエネルギー事業を拡大させていくことが資源循環型社会の実現へ繋がります。当社グループは、住宅向け、事業者向けに広くエネルギー関連事業を積極的に展開するとともに、次なる事業開発、商品開発に注力してまいります。

⑤ 財務基盤の安定化

当社グループは、対処すべき課題における施策を実行し、それぞれの事業で持続的な成長、安定的な収益の拡大を図ることで、キャッシュ・フローの改善を進め、有利子負債の圧縮、財務基盤の安定化に繋げてまいります。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容等
株式会社サンエイム	20百万円	100.0 %	薬剤等の製造販売及び車両リース
株式会社サニックス・ソフトウェア・デザイン	40百万円	100.0 %	各種情報システムの受託開発、各種ソリューションシステムの提供及び人材派遣
株式会社サニックス太陽光でんき	10百万円	100.0 %	家庭向け電力小売事業
株式会社北海道サニックス環境	10百万円	100.0 %	産業廃棄物処理事業及び付随する事業
善日（上海）能源科技有限公司	320万USD	100.0 %	太陽電池モジュールとその関連部品の生産・販売・輸出入
株式会社サニックスエナジー	350百万円	98.6 %	プラスチックをリサイクル燃料とする発電
株式会社サニックス・ソリューション	20百万円	67.5 %	産業廃棄物処理コンサルタント及び燃料添加剤等の販売
株式会社C & R	20百万円	(100.0 %)	産業廃棄物の最終処分、リサイクル及び石油タンク洗浄事業
株式会社SEウイングズ	10百万円	(100.0 %)	電力購入、電力小売及びその他電力周辺事業
善日（嘉善）能源科技有限公司	1,000万人民元	(100.0 %)	太陽電池モジュールの生産及び販売

(注) 1. 株式会社C & R、株式会社SEウイングズは当社の子会社である株式会社サニックスエナジーの子会社、善日（嘉善）能源科技有限公司は当社の子会社である善日（上海）能源科技有限公司の子会社であり、各社の出資比率を（ ）で示しております。
2. 株式会社サニックス太陽光でんきは、2018年8月29日付けで株式会社エネルギー総合開発研究所から名称変更しております。
3. 株式会社サニックスエナジーは、2019年4月1日を効力発生日として、当社の子会社である株式会社北海道サニックス環境と株式交換を行い、同社を完全子会社としております。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

④ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
当社子会社の株式会社サニックスエンジニアリングと当社は、2018年4月1日付けで当社を存続会社、株式会社サニックスエンジニアリングを消滅会社とする吸収合併を行っております。

(6) 主要な事業内容

当社グループは、当社及び連結子会社10社により構成されており、主な事業として、太陽光発電システムの販売施工、産業廃棄物系のプラスチックの燃料化とその廃プラスチックを燃料とする資源循環型発電、一般家庭向け環境衛生、企業向け環境衛生、電力小売等の事業を行っております。

当社グループの事業に係る各社の位置付けは、次のとおりであります。

部 門 別	主 要 な 事 業 内 容
S E 事 業 部 門	産業用及び住宅用太陽光発電システムについて、製造、販売、施工を行っております。また、太陽光発電システムの卸販売を行っております。
H S 事 業 部 門	一般家屋（戸建住宅）向けの環境衛生に係る施工等、具体的には白蟻防除施工や基礎補修工事、床下・天井裏換気システム施工等を行っております。
E S 事 業 部 門	法人・事業主向けの環境衛生に係る施工等、具体的には、ビル・マンション等の建物給排水設備維持保全施工等を行っております。
環境資源開発事業部門	当社が産業廃棄物として回収した廃プラスチックを加工し、連結子会社である株式会社サニックスエナジーにプラスチック燃料として販売しております。同社は、当社及び連結子会社である株式会社北海道サニックス環境から購入したプラスチック燃料を使用し売電事業を行っており、同社で発生する焼却灰については、連結子会社である株式会社C & Rで最終処分しております。株式会社S E ウイングズは株式会社サニックスエナジーから電力を仕入れ、電力需給者に販売しております。 また、当社において2015年10月より新電力事業を行っております。 他にも、外食産業や食品工場等から排出される有機廃液を受け入れ、処理しております。

当社グループが販売、施工する太陽光モジュールの一部は、連結子会社である善日（上海）能源科技有限公司から仕入れております。この他当社グループが使用する薬剤及び業務用車両は、連結子会社である株式会社サンエイムから仕入れ及びリースしております。また、当社の各事業部門に係る情報システム業務を、連結子会社である株式会社サニックス・ソフトウェア・デザインに委託しております。

(7) 主要な営業所及び工場

① 当	社		
本	社	福岡市博多区博多駅東二丁目1番23号	
S E 事業部門		S E事業本部 (福岡県福岡市)	
		東日本地区本部 (東京都港区)	埼玉支店 他12店舗
		西日本地区本部 (広島県広島市)	南九州支店 他23店舗
H S 事業部門		H S事業本部 (福岡県福岡市)	
		関西中京地区本部 (大阪府大阪市)	堺支店 他13店舗
		中四国地区本部 (広島県広島市)	松山支店 他13店舗
		九州地区本部 (福岡県福岡市)	長崎支店 他16店舗
E S 事業部門		E S事業本部 (東京都港区)	
		東京事業所 (東京都港区)	
		川崎事業所 (神奈川県川崎市)	
		名古屋事業所 (愛知県名古屋市)	
		関西事業所 (大阪府堺市)	
		広島事業所 (広島県広島市)	
		福岡事業所 (福岡県糟屋郡粕屋町)	
環境資源開発事業部門		環境資源開発事業本部 (東京都港区)	
	工場部門	多賀城工場 (宮城県多賀城市)	
		福島工場 (福島県本宮市)	
		ひたちなか工場 (茨城県ひたちなか市)	
		真岡工場 (栃木県真岡市)	
		太田工場 (群馬県太田市)	
		袖ヶ浦工場 (千葉県袖ヶ浦市)	
		新潟工場 (新潟県新潟市)	
		富士工場 (静岡県富士市)	
		岡崎工場 (愛知県岡崎市)	
		鈴鹿工場 (三重県鈴鹿市)	
		日野工場 (滋賀県蒲生郡日野町)	
		姫路工場 (兵庫県姫路市)	
		笠岡工場 (岡山県笠岡市)	
		広島工場 (広島県廿日市市)	
		ひびき工場 (福岡県北九州市)	
	発電部門	苫小牧発電所 (北海道苫小牧市)	
開発部門		開発生産本部 (福岡県福岡市)	
	工場部門	武雄工場 (佐賀県武雄市)	
		武雄第2工場 (佐賀県武雄市)	

- (注) 1. 苫小牧発電所は、当社子会社である株式会社サニックスエナジーに建物設備一式を賃貸しております。
 2. 開発部門に所属する武雄工場及び武雄第2工場は製品製造工場です。
 3. 2018年4月1日付をもって、S E事業部門の関東地区本部、関西中京地区本部(中京地区)を統合し、東日本地区本部とし、関西中京地区本部(関西地区)、中四国地区本部、九州地区本部を統合し、西日本地区本部としております。

② 子 会 社

株式会社サンエイム
株式会社サニックス・ソフトウェア・デザイン
株式会社サニックス太陽光でんき
株式会社北海道サニックス環境
善日（上海）能源科技有限公司
株式会社サニックスエネルギー
株式会社サニックス・ソリューション
株 式 会 社 C & R
株 式 会 社 S E ウ イ ン グ ズ
善日（嘉善）能源科技有限公司

（本社：福岡市中央区）
（本社：福岡市博多区）
（本社：東京都港区）
（本社：北海道苫小牧市）
（本社：中華人民共和国上海市）
（本社：北海道苫小牧市）
（本社：東京都港区）
（本社：北海道苫小牧市）
（本社：北海道苫小牧市）
（本社：中華人民共和国浙江省嘉興市）

(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

従業員数	前期末比増減
1,911名	123名 (増)

(注) 従業員数は就業人員であり、受入出向者を含みます。出向者及びパートタイマー、アルバイトは含まれておりません。

② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,683名	101名 (増)	42.8才	9.8年

(注) 従業員数は就業人員であり、受入出向者を含みます。出向者及びパートタイマー、アルバイトは含まれておりません。

(9) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社 西日本シティ銀行	9,097
株式会社 みずほ銀行	1,379
株式会社 りそな銀行	800
株式会社 豊和銀行	412

百万円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 163,500,000株
- (2) 発行済株式の総数 48,919,396株（自己株式 1,114,173株を含む）
- (3) 株主数 14,959名（前期末比 472名減）
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 バ イ オ ン	8,716 ^{千株}	18.23 [%]
宗 政 寛	6,454	13.50
KOREA SECURITIES DEPOSITORY-EBEST	1,870	3.91
一 般 社 団 法 人 サ ニ ッ ク ス 共 済 会	1,700	3.56
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社（信 託 口）	1,233	2.58
サ ニ ッ ク ス 社 員 持 株 会	947	1.98
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社（信 託 口 5）	651	1.36
株 式 会 社 西 日 本 シ テ ィ 銀 行	536	1.12
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社（信 託 口 2）	406	0.85
株 式 会 社 S B I 証 券	337	0.70

（注）持株比率は、当社所有自己株式（1,114,173株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2019年3月31日)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	宗 政 寛	株式会社バイオン 宗政酒造株式会社 一般財団法人サニックススポーツ振興財団 代表取締役社長 代表取締役会長 代表理事
取 締 役	梅 田 幸 治	専務執行役員 経営全般担当 兼 開発生産本部長 株式会社サニックスエナジー 代表取締役会長
取 締 役	井 上 公 三	常務執行役員 企画本部長 兼 管理本部長 兼 経営企画部長
取 締 役	稲 田 剛 士	常務執行役員 S E ・ H S ・ E S 事業統括本部長
取 締 役	水 川 浩 一	常務執行役員 S E ・ H S ・ E S 事業統括本部副本部長 兼 S E 事業本部長
取 締 役	金 子 賢 治	常務執行役員 S E ・ H S ・ E S 事業統括本部副本部長 兼 特別販売部長
取 締 役	増 田 道 正	常務執行役員 管理本部副本部長 兼 経理部長
取 締 役	田 畑 和 幸	常務執行役員 H S 事業本部長
取 締 役	武 井 秀 樹	常務執行役員 環境資源開発事業本部長
取 締 役	梅 村 信 雄	建設業務担当
取 締 役	近 藤 勇	株式会社グローバルアリーナ 代表取締役社長
取 締 役	金 子 直 幹	福岡トヨタ自動車株式会社 株式会社トヨタレンタリース福岡 福岡昭和タクシー株式会社 株式会社S E E Dホールディングス 昭和グループマーケティング株式会社 トヨタL & F 福岡株式会社 トヨタカローラ福岡株式会社 昭和自動車株式会社 代表取締役社長 代表取締役社長 代表取締役社長 代表取締役社長 代表取締役社長 代表取締役会長 代表取締役会長
取 締 役	久保田 康 史	霞ヶ関総合法律事務所 ロイヤルホールディングス株式会社 パートナー弁護士 取締役 (監査等委員)
監査役 (常勤)	首 藤 征 剛	—
監 査 役	安 井 玄 一 郎	—
監 査 役	松 岡 弘 明	株式会社ゼネラルアサヒ 株式会社ジーエープロダクト 代表取締役会長 代表取締役社長

(注) 1. 当事業年度中における取締役の地位及び担当の異動は次のとおりであります。

氏名	異動後	異動前	異動年月日
梅田幸治	専務執行役員 経営全般担当 兼 開発生産本部長	専務執行役員 経営全般担当	2018年4月1日
井上公三	常務執行役員 企画本部長 兼 管理本部長 兼 経営企画部長	常務執行役員 管理本部長 兼 経営企画部長	2018年8月1日

2. 当事業年度末日後における取締役の地位及び担当の異動は次のとおりであります。

氏名	異動後	異動前	異動年月日
梅田幸治	専務執行役員 経営全般担当 兼 エネルギー事業本部長	専務執行役員 経営全般担当 兼 開発生産本部長	2019年4月1日
増田道正	常務執行役員 管理本部副本部長 兼 経理部長 兼 エネルギー事業開発部長	常務執行役員 管理本部副本部長 兼 経理部長	2019年4月1日
武井秀樹	常務執行役員 環境資源開発事業本部長 兼 操業・安全部長 兼 有機廃液事業部長	常務執行役員 環境資源開発事業本部長	2019年5月1日

3. 取締役近藤勇氏、金子直幹氏及び久保田康史氏の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

4. 監査役安井玄一郎氏及び松岡弘明氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

5. 取締役金子直幹氏及び監査役安井玄一郎氏は、株式会社東京証券取引所、証券会員制法人福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として各取引所に届け出ております。

6. 監査役安井玄一郎氏は、約2年間、リックス株式会社（当時山田興産株式会社）の経理部長を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

	人数	報酬等の総額
取締役（うち社外取締役）	13名（3名）	151百万円（18百万円）
監査役（うち社外監査役）	3名（2名）	15百万円（3百万円）
合計	16名（5名）	167百万円（21百万円）

(注) 1. 上記報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の報酬総額は500百万円以内とすることを2000年6月29日開催の「第22回定時株主総会」にて、監査役の報酬総額を50百万円以内とすることを1994年6月29日開催の「第16回定時株主総会」にて承認されております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役近藤勇氏は、株式会社グローバルアリーナの代表取締役を兼職しております。なお、当社と株式会社グローバルアリーナとの間には施設の利用、贈答品の購入及び電力の販売等の取引があります。

社外取締役金子直幹氏は、福岡トヨタ自動車株式会社、株式会社トヨタレンタリース福岡、福岡昭和タクシー株式会社、株式会社SEEDホールディングス、昭和グループマーケティング株式会社、トヨタL&F福岡株式会社、トヨタカローラ福岡株式会社、昭和自動車株式会社の代表取締役を兼職しております。なお、当社と各社との間に重要な取引その他の関係はありません。

社外取締役久保田康史氏は、霞ヶ関総合法律事務所パートナー弁護士及びロイヤルホールディングス株式会社取締役（監査等委員）を兼職しております。なお、当社と霞ヶ関総合法律事務所、ロイヤルホールディングス株式会社との間に重要な取引その他の関係はありません。

社外監査役松岡弘明氏は、株式会社ゼネラルアサヒ及び株式会社ジーエープログクトの代表取締役を兼職しております。なお、当社と株式会社ゼネラルアサヒとの間にはパンフレット等の印刷及び電力の販売等の取引がありますが、株式会社ジーエープログクトとの間には重要な取引その他の関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

社外取締役久保田康史氏の3親等以内の親族である久保田勇夫氏は当社の主要な取引先である株式会社西日本シティ銀行の代表取締役会長であります。

③ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社 外 取 締 役	近 藤 勇	当事業年度に開催された取締役会には、16回中16回出席し、会社の経営者としての経験と見識に基づき、適宜発言を行っております。
社 外 取 締 役	金 子 直 幹	当事業年度に開催された取締役会には、16回中12回出席し、会社の経営者としての経験と見識に基づき、適宜発言を行っております。
社 外 取 締 役	久保田 康 史	当事業年度に開催された取締役会には、16回中14回出席し、法律専門家としての経験と見識に基づき、適宜発言を行っております。
社 外 監 査 役	安 井 玄 一 郎	当事業年度に開催された取締役会には、16回中16回、また、監査役会には13回中13回出席し、経理財務部門の知識及び企業経営分野における長年の経験に基づく見識から、適宜発言を行っております。
社 外 監 査 役	松 岡 弘 明	当事業年度に開催された取締役会には、16回中13回、また、監査役会には13回中11回出席し、経営者としての経験と見識に基づき、適宜発言を行っております。

④ 社外役員の報酬等の総額

社外役員の報酬等の総額は、4. (3)に記載のとおりであります。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	47百万円
②当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	47百万円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画の内容、職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

(6) 会計監査人が現に受けている業務停止処分

該当事項はありません。

(7) 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止処分

該当事項はありません。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主資本配当率等を考慮し、かつ業績の拡大や内部留保等を総合的に判断し、株主の皆様に対する利益還元を重視した経営を基本方針としております。

しかしながら、当期の配当につきましては、純資産の部における利益剰余金がマイナスであることから、誠に遺憾ながら無配とさせていただきます。株主の皆様にご深くお詫び申し上げますとともに、早期の復配を目指して努力してまいり所存です。

7. その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2019年5月14日開催の取締役会において、取締役会の監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、経営の公正性、透明性及び効率性を高めるため、2019年6月27日開催の第41回定時株主総会において承認されることを条件に、監査等委員会設置会社に移行する旨の決議をしております。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てており、比率は四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	16,613	流動負債	23,529
現金及び預金	5,238	支払手形及び買掛金	4,188
受取手形及び売掛金	6,010	短期借入金	12,297
商品及び製品	1,019	1年内返済予定の長期借入金	143
未成工事支出金	122	未払金	3,930
原材料及び貯蔵品	3,546	未払費用	1,098
その他	975	リース債務	246
貸倒引当金	△299	未払法人税等	462
固定資産	14,395	未払消費税等	368
有形固定資産	12,057	再資源化費用等引当金	12
建物及び構築物	1,901	その他	780
機械装置及び運搬具	1,355	固定負債	3,285
土地	7,811	長期借入金	210
リース資産	630	リース債務	575
建設仮勘定	159	長期預り敷金	45
その他	199	役員退職慰労引当金	9
無形固定資産	262	処分場閉鎖費用引当金	603
投資その他の資産	2,074	退職給付に係る負債	1,642
投資有価証券	129	その他	198
繰延税金資産	612	負債合計	26,815
敷金及び保証金	609	(純資産の部)	
その他	1,301	株主資本	4,204
貸倒引当金	△578	資本金	14,041
		資本剰余金	1
		利益剰余金	△8,357
		自己株式	△1,481
		その他の包括利益累計額	△42
		その他有価証券評価差額金	60
		為替換算調整勘定	△17
		退職給付に係る調整累計額	△85
		非支配株主持分	31
資産合計	31,009	純資産合計	4,193
		負債・純資産合計	31,009

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自2018年4月1日
至2019年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		50,719
売 上 原 価		35,889
売 上 総 利 益		14,830
販売費及び一般管理費		13,605
営 業 利 益		1,224
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	11	
受 取 配 当 金	2	
受 取 地 代 家 賃	64	
補 助 金 収 入	10	
受 取 補 償 金	70	
そ の 他	49	209
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	216	
そ の 他	35	251
経 常 利 益		1,182
特 別 損 失		
災 害 に よ る 損 失	472	472
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		710
法人税、住民税及び事業税	498	
法 人 税 等 調 整 額	△24	473
当 期 純 利 益		236
非支配株主に帰属する当期純利益		△3
親会社株主に帰属する当期純利益		240

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	13,402	流 動 負 債	21,279
現金及び預金	2,810	支払手形	835
受取手形	17	買掛金	2,424
売掛金	5,519	短期借入金	12,277
商品及び製品	1,017	1年内返済予定の長期借入金	32
未成工事支出金	119	リース債務	226
原材料及び貯蔵品	3,224	未払金	3,028
前渡金	45	未払費用	1,017
前払費用	259	未払法人税等	381
その他	681	未払消費税等	323
貸倒引当金	△292	再資源化費用等引当金	12
固 定 資 産	12,247	その他	719
有形固定資産	10,392	固 定 負 債	2,334
建物	1,117	長期借入金	104
機械及び装置	1,147	リース債務	541
工具、器具及び備品	168	退職給付引当金	1,454
土地	7,148	役員退職慰労引当金	9
リース資産	576	その他	224
その他	234	負 債 合 計	23,613
無形固定資産	245	(純資産の部)	
投資その他の資産	1,610	株 主 資 本	1,975
投資有価証券	127	資 本 金	14,041
関係会社株式	360	資 本 剰 余 金	4
繰延税金資産	550	その他資本剰余金	4
その他	1,149	利 益 剰 余 金	△10,588
貸倒引当金	△578	その他利益剰余金	△10,588
		繰越利益剰余金	△10,588
		自 己 株 式	△1,481
		評価・換算差額等	59
		その他有価証券評価差額金	59
		純 資 産 合 計	2,035
資 産 合 計	25,649	負 債 ・ 純 資 産 合 計	25,649

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		47,825
売 上 原 価		34,376
売 上 総 利 益		13,448
販売費及び一般管理費		12,935
営 業 利 益		513
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1	
受 取 配 当 金	103	
受 取 地 代 家 賃	298	
受 取 補 償 金	70	
そ の 他	44	518
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	222	
賃 貸 費 用	49	
そ の 他	31	302
経 常 利 益		729
特 別 利 益		
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益	6	6
特 別 損 失		
災 害 に よ る 損 失	472	472
税 引 前 当 期 純 利 益		263
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	348	
法 人 税 等 調 整 額	△23	325
当 期 純 損 失		62

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月21日

株式会社サニックス
取締役会 御 中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川 畑 秀 二 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮 崎 健 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	濱 村 正 治 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社サニックスの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サニックス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2019年5月21日

株式会社サニックス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川 畑 秀 二 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮 崎 健 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 濱 村 正 治 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サニックスの2018年4月1日から2019年3月31日までの第41期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

2019年5月27日

株式会社サニックス
代表取締役社長 宗政寛殿

株式会社サニックス監査役会

監査役（常勤） 首藤征剛 ㊦

監査役 安井玄一郎 ㊦

監査役 松岡弘明 ㊦

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第41期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

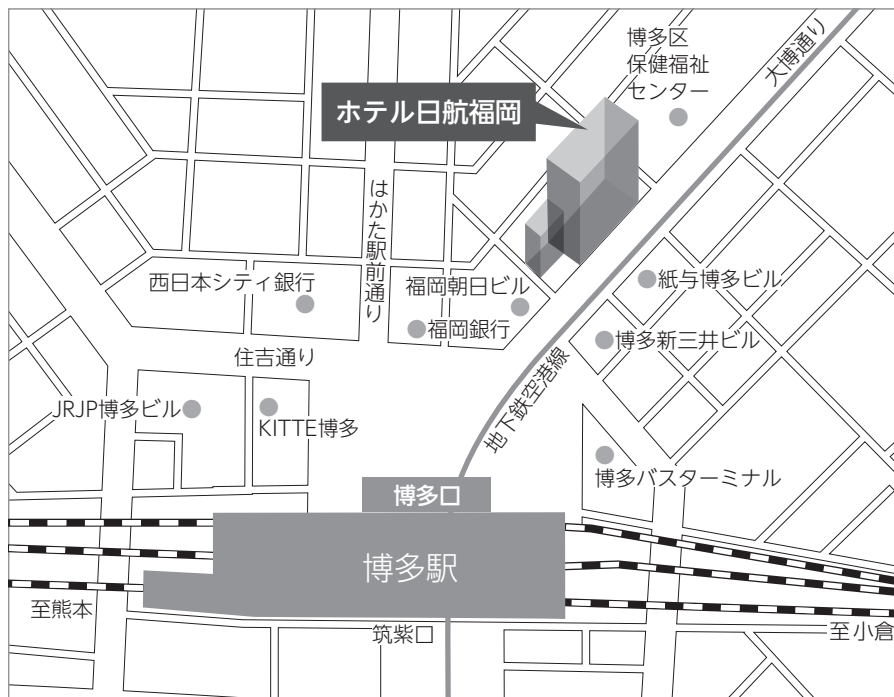
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(注) 監査役安井玄一郎及び監査役松岡弘明は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

場 所 福岡市博多区博多駅前二丁目18番25号
ホテル日航福岡
本館3階 都久志の間
電話番号092-482-1111 (代表)



交通 [J R ご利用の場合]
博多駅 博多口 徒歩約3分

